

鳥取県立学校体育施設開放要綱

(目的)

第1条 この要綱は、体育・スポーツ活動の振興を図るため、鳥取県立学校の体育施設を開放し、県民の体育・スポーツ活動の利用に供することを目的とする。

(開放施設)

第2条 県民の利用に供する施設（以下「開放施設」という。）は、別表1のとおりとする。

(開放日及び開放時間)

第3条 開放日及び開放時間は、学校の教育に支障のない範囲とする。

(使用団体)

第4条 開放施設を使用できる者は、体育・スポーツ活動を目的とした団体（営利を目的としないものに限る。）で、開放施設を有する学校（以下「開放校」という。）に届出書（様式第1号）を提出した団体（以下「使用団体」という。）とする。

2 開放校の校長は、届出の申請があったときは、使用団体名簿（様式第2号）を作成する。

(使用許可及び使用許可の取消)

第5条 使用団体が開放施設を使用しようとするときは、教育財産使用許可及び使用料減免申請書（様式第3号）を開放校の校長に提出しなければならない。

2 開放校の校長は、開放施設の使用を許可したときは、申請者に通知（様式第4号）する。ただし、許可後においても開放校の教育に支障をきたす事由が生じたとき及び使用団体が次に掲げる事項のいずれかに該当したときはその許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請に基づいて許可された事実が発覚したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) その他開放校が使用団体として不適当と認めたとき。

(使用料)

第6条 使用料は、減免率10分の10として減免する。ただし、使用団体は、別表2に定める実費相当額を負担しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、構成員のうち、児童生徒又は障がい者の割合が2分の1以上を占める場合は、実費相当額の負担を要しないものとする。

3 開放校の校長は、実績に応じて、四半期ごとに実費相当額を徴収する。

(使用団体の義務と責任)

第7条 使用団体は、開放施設を使用するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 指定した施設設備以外は、使用しないこと。

(2) 使用時間は厳守すること。

(3) 喫煙はしないこと。

(4) 施設・敷地内での飲酒、酒気を帯びての使用はしないこと。

(5) 使用後、施設・用具の点検をするとともに、原形に復し、掃除すること。

(6) 自家用車は、所定の場所以外には乗り入れないこと。

(7) その他、開放校から指示された事項。

2 使用団体は、使用責任者を定めるものとする。使用責任者は次の事項を履行すること。

(1) 開放施設整備の維持管理にあたること。

(2) 様式第1号の使用団体届出書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに開放校に連絡すること。

(3) 使用後は、使用簿（様式第5号）に所要事項を記載の上、開放校の校長に提出すること。

(4) 前項に定めた事項について、責任者としての注意を払うこと。

3 使用団体は、使用中の事故防止に万全を期し、事故が発生した場合にはその責任を負わなければならない。

(事故の処理)

第8条 使用責任者は、使用中に事故が発生したときは、直ちに開放校の校長に事故発生

報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（使用団体の賠償責任）

第9条 使用団体は、当該学校の施設設備を故意又は過失により毀損又は亡失したときは、その損害を賠償するものとする。

（その他）

第10条 この要綱の実施にあたっての必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、昭和53年10月1日から施行する。
附則 この要綱は、昭和58年4月26日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成14年5月15日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成15年7月11日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成19年6月29日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成19年9月5日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成19年10月25日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成20年4月18日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成20年10月23日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成21年1月7日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成22年4月28日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成22年9月27日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、平成26年8月29日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、令和4年4月8日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、令和5年3月29日から施行する。（一部改正）
附則 この要綱は、令和7年1月23日から施行する。（一部改正）

(別表1) 開放施設

施 設 名	開 放 校
体 育 館	鳥取東高校、鳥取商業高校、鳥取湖陵高校、鳥取緑風高校、青谷高校、岩美高校、智頭農林高校、倉吉西高校、倉吉農業高校、倉吉総合産業高校、米子西高校、米子高校、米子南高校、米子工業高校、境高校、境港総合技術高校、日野高校、鳥取盲学校、鳥取聾学校、白兔養護学校、倉吉養護学校、琴の浦高等特別支援学校
グラウンド	鳥取東高校、鳥取工業高校、鳥取緑風高校、岩美高校、智頭農林高校、倉吉東高校、倉吉総合産業高校、鳥取中央育英高校、米子西高校、米子工業高校、境港総合技術高校、日野高校、米子養護学校、琴の浦高等特別支援学校
テニスコート	鳥取東高校、鳥取西高校、日野高校
ホッケー場	八頭高校

(別表2) 開放施設使用実費相当額（1時間あたり）

使 用 施 設	実 費 相 当 額
体育館・柔剣道場	300円
グラウンド・ホッケー場	照明器具ワット数×灯数×15円/kwh

注1 日野高校の照明設備実費相当額は、日野町が定め、徴収するものとする。

注2 照明使用時間が1時間未満であるとき、又は照明使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

鳥取県立米子高等学校長 様

使用団体名
責任者 住所
氏名

鳥 取 県 立 学 校 体 育 施 設 使 用 団 体 届 出 書

下記のとおり、鳥取県立学校体育施設の使用団体として届け出します。

記

使用団体の名称	
使用団体の所在地	(電話：)
使用団体責任者氏名	
使用団体責任者住所	(電話：)
構成員数と使用希望曜日等	構成員数： 名 (うち児童生徒又は障がい者の方 名) 使用希望曜日：(第1希望) (第2希望) (第3希望)
団体の目的	
主に利用しようとする学校 (他に利用する施設、他の県立学 校へ登録申請中又は登録認定済)	(学校 登録申請中・登録認定済)
団体結成期限	令和 年 月まで ・ 当分の間
備考	

(様式第 2 号)

使 用 団 体 名 簿

学校名

番 号	受 付 年月日	使 用 団 体				使用責任者		
		団体名 (代表者名)	住 所	構成人数 名 (うち児童生徒又は障 がい者の方 名)	使用場所	氏 名	住 所	連 絡 先
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

鳥取県立米子高等学校長 様

使用団体名
責任者 住所
 氏名

教 育 財 産 使 用 許 可 及 び 使 用 料 減 免 申 請 書

下記のとおり、教育財産の使用許可及び使用料減免を受けたいので申請します。
なお、許可の上は、その使用につき法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

記

使 用 場 所	
使 用 目 的	
使 用 面 積	1 , 4 0 5 . 4 0 m ²
使 用 料	全免
使 用 期 日	
使 用 人 員	
備 考 (照 明 使 用 時 間)	

(様式第4号)

令和 年 月 日

使用団体名
責任者 住所
氏名

様

鳥取県立 学校長
(公 印 省 略)

教 育 財 產 使 用 許 可 書

令和 年 月 日付けで申請がありました教育財産の使用及び使用料の減免について地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により下記の条件を付して許可します。

記

使 用 場 所	
使 用 目 的	
使 用 面 積	
使 用 期 日	
備 考	

- 1 学校行事等により、使用できない場合があること。
- 2 気象等の特別警報又は警報が発令された際は使用しないこと、又、使用中に気象等の
特別警報又は警報が発令された場合は、使用を中止すること。
- 3 予め、気象等の特別警報又は警報の発令が見込まれる際は使用しないこと。
- 4 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 5 指定した施設設備以外は使用しないこと。
- 6 施設・敷地内での喫煙、飲酒及び酒気を帯びての使用はしないこと。
- 7 使用中の事故防止に万全を期し、事故が発生した場合はその責任を負うこと。
- 8 施設設備を故意又は過失により、毀損又は亡失したときはその損害を賠償すること。
- 9 様式第1号の使用団体届出書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに学校に連絡
すること。

(様式第 5 号)

使 用 簿

使 用 年 月 日	令和 年 月 日 () (天 気 :) ※天気はグラウンド使用の場合記載
団 体 名 等	団 体 名 : 使用責任者 :
使 用 場 所 等	場 所 : 学校 ・ 体育館 ・ グラウンド ・ テニスコート ・ ホッケー場 ※該当に○印 使用時間 : 時 分 ～ 時 分 (照明使用時間 : 時 分 ～ 時 分) 使用者数 :
使 用 内 容	※具体的に記載すること。
片 付 け ・ 清 掃 等	※内容を記載すること。

《校内供覧》

校 長	副校長・教頭	事務長	事務次長	関連審査	主 査

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

鳥取県立 学校長 様

使用団体名
責任者 住所
 氏名

事 故 発 生 報 告 書

下記のとおり、学校開放施設使用中に事故が発生しましたので報告します。

記

事 故 発 生 日 時	
事 故 発 生 場 所	
事故発生状況と処理	
傷 害 保 険 加 入 状 況	加入している 加入していない
使用団体責任者所見	